

木曾文化公園 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策指針

令和2年7月28日

木曾文化公園

本指針は、当館が新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に取り組むとともに、地域の文化振興の拠点として活動するにあたり、政府による「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の求めに応じて(公社)全国公立文化施設協会が作成した「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日)」、長野県が発表する長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例等を踏まえ作成したものである。

なお、今後の木曾広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部における方針に基づき、本指針は適宜見直しを行うものである。

1. 感染防止のための基本的な考え方

当館の特性、実施事業の態様や規模を踏まえ、管理・運営に従事する者、自主事業や貸館事業において公演の鑑賞等のために来場する者、公演等の出演者や関係者への新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じるものとする。

特に、①密閉空間(換気の悪い密閉空間)、②密集場所(多くの人が密集)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声)という3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられており、こうした環境の発生を極力防止し、館内活動に関わるすべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むこととする。

なお、公演中は、来場者は一方向を向き、対面による会話等が原則想定されない事等も踏まえ、以下の具体的な対策を講じるものとする。

2. 館内施設対策の基本的事項

(1) 接触感染のリスク対策

- ・開館の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、十分な換気を行う。
- ・施設入口各所に、手指消毒用の液を設置する。

(2) 飛沫感染のリスク対策

- ・館内におけるマスク着用。
- ・施設(ホール、会議室等)利用の前後及び休憩中に換気を行う。

- ・利用の態様を踏まえ、対人の距離や位置、方向の確保、館内での大声での対話の抑止をする。
- ・会場内の座席配置については、感染予防に対応した座席の配置に努めるものとする。

3. 事業別等の具体的対策

(1) 自主事業時の対策

①会場等入り口

- ・手指消毒用の液を設置し、消毒を呼びかける。
- ・マスク着用を徹底する。なお、マスクを着用していない人には、会館備蓄のマスクを渡す。
- ・会場入口の行列は、1メートル程度の間隔を空けた整列を促す。
- ・入館入場時は、検温を行う。
※発熱等風邪のような症状がある場合は、入場をとりやめるよう促す。

②チケット窓口（事務室）

- ・アクリル板等により遮蔽し、飛沫感染防止に努める。
- ・窓口の行列では、1メートル程度の間隔を空けた整列を促す。

③入場改札時

- ・チケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用する。
- ・パンフレット等は手渡しせず、来場者が直接手に取る。
- ・感染者発生時の対応のため、入場者の氏名・連絡先等を把握する。
※記入用紙をアンケート等と一緒にパフレット挟み込み、原則として全員に提出してもらう。また、万が一感染者発生の場合は保健所に情報提供する旨を明記する。
- ・ひざ掛けの貸出は取り止める。

④ホワイエ等の休憩スペース

- ・受付テーブル、その他使用が必要なテーブル、イス等の物品、ドアノブ部分を消毒。
※原則として開場前、休憩後、終演後の3回消毒を行なう。
- ・公演前後、休憩中に人が滞留しないよう、長い時間の対面での会話を回避する内容の表示を設置する。
- ・余裕を持った休憩時間の設定をする。
※休憩時間は、来場者の人数によって決める。
- ・トイレ使用の混雑には、間隔を空けた整列を促し、職員が空きのあるトイレに案内する等密集を避ける。また、整列中の会話を控えるよう促す。

- ・常時の換気に努める。
※会場やホワイエ等のドアや窓、ロビー玄関の開放

⑤楽屋、控室

- ・テーブル、イス等の物品を消毒する。
※開演前及び出演者、スタッフ退館後
- ・常時の換気に努める。
- ・楽屋廊下に消毒液を設置する。
- ・ケータリングは共有の飲食物は避け、小分けや個人用として対応する。

⑥軽食、物販等

- ・軽食、物販を行う場合は、密な状況を発生させないように促し、多くの人が触れるような見本品は極力置かない。

⑦出演者等への対応

- ・プレゼント、差し入れ等は控えてもらうよう案内をする。
- ・面会、入り待ち、出待ちは、禁止とする。

⑧来場者退館後

- ・不特定多数が触れたドアや手すり、客席ひじ掛け等、また、使用した舞台備品の消毒をする。

(2) 貸館事業の対策

貸館事業においては主催者に対し、予約時及び打合せ時に以下の事項を書面で渡し、必要な措置を講じてもらうよう依頼する。また、公演当日、可能な限りの措置を講じていないと認められた場合は、主催者に対し対策の履行をすべく、注意するものとする。

①ホール利用者

ア. 公演前の対策

- ・公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討する。

例：ソーシャルディスタンスに配慮した座席割（人数制限）

指定席での販売

開場時間の延長

チケットもぎりの簡略化（システム活用等含む）

イ. 公演当日の対策

- ・来場者、主催者、舞台スタッフのマスク着用を徹底する。

- ・消毒液を用意し、手指等の消毒の徹底の呼びかけを行う。
- ・入場者の氏名、連絡先の把握を行う。
※感染者が発生した際は、保健所への情報提供の可能性がある旨の説明を行う。
- ・会場入口の行列は、1メートル程度の間隔を空けた整列を促し、そのための整理員を必ず配置する。
- ・場内における来場者同士の接触や会話は極力控えてもらうよう案内をする。または、その旨の表示を設置する。
- ・休憩時は余裕をもった時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努める。
- ・開場、休憩時等は、会場、ホワイエのドアを開け、換気を行う。
- ・プレゼントや差し入れ、出待ち、面会等は極力控えてもらうよう案内をする。
- ・物販を行う場合は、密の状況を発生させないように促し、多く人が触れるような見本品は極力置かないようにする。なお、対面販売を行う場合は、アクリル板やビニーカーテン等を設置し飛沫感染防止に努める。

ウ. 来場者等退館時の対策

- ・楽屋等のごみの持ち帰りを徹底する。
- ・会場の見回りの際、不特定多数が触れたドアや手すり、客席ひじ掛け等の消毒やテーブル、イス、譜面台などの物品、舞台備品の消毒を木曽文化公園職員の指導のもとに主催者も行う。

②リハーサル室利用者

- ・入口での手指消毒を徹底する。
- ・練習に支障が無い範囲でのマスク着用を徹底する。
- ・密接、密集の回避に努める。
- ・使用中は、ドア開放等による換気を行う。

③会議室利用者

- ・入口での手指消毒を徹底する。
- ・マスク着用を徹底する。
- ・密接、密集を回避するためのソーシャルディスタンスに配慮したテーブル、イスの配置、人数制限を行う。
- ・ドア、サッシの開放等による換気を行う。

※利用者退館後は、木曽文化公園職員がドアノブ、イス・テーブルの消毒を行なう。また、消毒や換気の時間を確保するため、連続しての貸し出しは原則行わない。